

権利体系の衡平性とリベラル・パラドックス*

鈴 村 興 太 郎

1 はじめに

A. K. Sen [17, 18, 19] と Gibbard [10] によって発見されたリベラル・パラドックスは、個人の自由主義的権利の社会的実現を保障しつつ、パレート原理という非常に弱い形式の「厚生主義的」(welfaristic) な要求を満足する社会的選択ルールは論理的に存在しないことを示して、大きな反響をよびおこした。このパラドックスの性格は、次の簡単な例によく表れている：

[例 1] 2人の個人 1, 2 はシャツの色の選択に関して紺 (B) と白 (W) の2つの可能性をもっている。そのとき、(他の事情は全て一定として) 実現可能な社会状態は——例えば個人 1 が紺 (B)、個人 2 が白 (W) を選択する状態を (B, W) と記すことにすれば——(B, B), (B, W), (W, B), (W, W) の4つあることになる。いま、例えば2つの状態 (B, B), (W, B) を比較すれば、個人 2 はいずれにせよ紺 (B) を選んでいるので、これらの状態を区別する唯一の差異は個人 1 が紺 (B) を選ぶか白 (W) を選ぶかだけである。このように、2つの状態間の差異がある個人の「個人的特徴」(personal feature) だけである場合には、その個人が嫌う社会状態が社会的に選択されることがあってはならない。さもないと、社会的選択ルールは個人の自由主義的な権利を社会的に実現させ得ないことになるからである。また2人の個人が一致して嫌う社会状態は、社会的にも選択されないことが望ましい——これは厚生経済学において周知の「パレート原理」(Parato Principle) である。これら2のつの要求——「個人

主義的権利の社会的実現」と「パレート原理」——を満足する社会的選択のルールは存在するだろうか。

第 1 図

$\frac{1}{}$	$\frac{2}{}$
(W, W)	(B, B)
(B, W)	(B, W)
(W, B)	(W, B)
(B, B)	(W, W)

さて、2人の個人の社会状態に対する個人的選好順序が第1図に示すものであるとしよう²⁾。この選好の組合わせに対応して社会的選択ルールが集合 $S = \{(B, B), (B, W), (W, B), (W, W)\}$ から選択する社会状態の集合を $C(S)$ と記そう。

明らかに、(W, W) と (B, W) は個人1のシャツの色だけで区別され、しかも個人1は (W, W) を (B, W) よりも選好しているのだから、自由主義的権利の社会的尊重により (B, W) は S から選択され得ない。同じ理由から (B, B) も (W, W) も S から選択され得ない。また、2人の個人は一致して (B, W) を (W, B) よりも選好しているので、パレート原理によって (W, B) も S から選択され得ない。従って $C(S) = \emptyset$ となって、実は S からの社会的選択は論理的に不可能となる。||

この例を一般化して、自由主義的かつ厚生主義的な社会的選択ルールに関するセンの一般可能性定理を正確に表現しておこう。

個人の総数を n とし $N = \{1, 2, \dots, n\}$ を個人の集合とする。 X はありとあらゆる社会状態の集合とする。個人 $i \in N$ がもつ X 上の選好順序を R_i と記す³⁾。すなわち、 $(x, y) \in R_i$ であれば、個人 i は x を y よりも好むか、悪くとも x と y は無差別であると考えている。 $P(R_i)$ は R_i に対応する強い選好順序であるとする。すなわち

$$(1) \quad (x, y) \in P(R_i) \iff [(x, y) \in R_i \ \& \ (y, x) \notin R_i]$$

である。各個人の選好順序のリストを「プロファイル」(profile) と呼び、論

理的に可能なプロフィール全体の集合を A と書く。あるプロフィール $a \in A$ のもとで個人 $i \in N$ がもつ選好順序を R_i^a と記すことにする。 \mathcal{S} は X の空でない有限部分集合全体の集合を示すものとする。 \mathcal{S} 上の「選択関数」(choice function) C は、各 $S \in \mathcal{S}$ に対してその非空部分集合 $C(S)$ を対応させる関数のことである。「社会的選択ルール」(social choice rule) F とは、各プロフィール $a \in A$ に対して社会的選択関数 $C^a = F(a)$ を対応させる関数を指す⁴⁾。社会的選択ルール F に関する個人 $i \in N$ の「個人的権利域」(personal domain of rights) とは、直積集合 $X \times X$ の部分集合 D_i で、任意のプロフィール $a \in A$ に対して

$$(2) \quad (x, y) \in D_i \cap P(R_i^a) \implies \forall S \in \mathcal{S}: [x \in S \implies y \notin C^a(S)]$$

を満足するものを指す。個人 $i \in N$ は、 D_i に属するペア (x, y) に対して x を y よりも選好する事実を表明することによって、 x を含む集合のなかから(彼/彼女が望まない) y が選ばれることを妨げる権利を(ルール F によって)常に保障されているわけである。

次に、任意のプロフィール $a \in A$ と任意の社会状態 $x, y \in X$ に対して

$$(3) \quad (x, y) \in \bigcap_{i \in N} P(R_i^a) \implies \forall S \in \mathcal{S}: [x \in S \implies y \notin C^a(S)]$$

が成立するならば、ルール F はパレート原理を満足するという。(3)の意味内容は既に明らかだろう。

これでセンの一般可能性定理を述べる準備ができた。

定理1 [Sen (1970)]

少なくとも2人の個人に空でない個人的権利域を保障し、同時にパレート原理を尊重する社会的選択ルールは存在しない。

センの理論においては、各個人の個人的権利域それ自体は理論の外部から与えられたものと考えられている。所与の個人的権利域を社会的に実現するルールを、パレート原理と抵触しない形で設計できるか否かということが、センの問題なのであった。しかし、誰にどのような権利を認めるかということ自体、

極めて重要な社会的選択の問題であることは疑いない。もし仮に、「適切」な権利分配のルールが予め適用されていさえすればセンのパラドックスが解消されるのであれば、センの一般可能性定理のインパクトは大幅に削減されることになろう。本稿は、センの定理の頑健性を検討する趣旨で、この問題を検討することを目的としている。

2 権利分配の衡平性

いうまでもなく、ここで「適切」な権利分配とはなにかが大問題である。まず、「羨望のない状態としての衡平性」(Equity as No-Envy) の概念を適用して権利分配の衡平性を構想した Austen-Smith [2] の試みを吟味してみたい⁵⁾。

単純化のため、各個人の個人的権利域 D_i は「対称的」(symmetric) であり $(x, y) \in D_i \Leftrightarrow (y, x) \in D_i$ を満足することを仮定しよう⁶⁾。そして

$$(4) \quad \Delta(D_i) = \bigcup_{x \in X} D_i(x), \text{ where } D_i(x) = \{y \in X \mid (y, x) \in D_i\}$$

と定義する。対称性の仮定のもとでは、集合 $\Delta(D_i)$ は個人 i が特権を与えられている社会状態の集合であると言ってよい。そこで以下では $\Delta(D_i)$ を個人 i の「権利集合」と称することにしたい。いま仮に、あるプロファイル $a \in A$ に対して

$$(5) \quad \forall i, j \in N, \exists x \in \Delta(D_i), \forall y \in \Delta(D_j): (x, y) \in R_i^a$$

が成立するならば、権利分配 $D = (D_1, D_2, \dots, D_n)$ はプロファイル a に関して「衡平」(equitable) であるという。

(5) の意味は次のように考えれば理解し易い。どの個人 $i \in N$ に対しても、彼の権利集合内には、彼以外のどの個人の権利集合内のどの社会状態と比較しても、彼自身の選好順序 R_i^a に照らして決して劣ることがない状態が含まれている。この意味で、どの個人も他人の権利集合に対して羨望を抱く理由がないのである。この考え方は、資源配分の理論における「衡平配分」(equitable allocation) の概念の巧みな応用に他ならない⁷⁾。

権利分配 $D = (D_1, D_2, \dots, D_n)$ に関して、もうひとつ重要な概念をここで

導入しよう。始めに、ある自然数 t ($2 \leq t < +\infty$) に対する順序対の列 $\{(x^\mu, y^\mu)\}_{\mu=1}^t$ で

- (a) 任意の $\mu \in \{1, 2, \dots, t\}$ に対して $(x^\mu, y^\mu) \in \cup_{i \in N} D_i$ が成立する；
 (b) 全ての $\mu \in \{1, 2, \dots, t\}$ に対して $(x^\mu, y^\mu) \in D_{i^*}$ を成立させるような $i^* \in N$ は存在しない；

(c) $x^\mu = y^{\mu-1}$ および全ての $\mu \in \{1, 2, \dots, t\}$ に対して $x^\mu = y^{\mu-1}$ が成立する
 という3つの要求に従うものを、権利分配 $D = (D_1, D_2, \dots, D_n)$ 内の「臨界的ループ」(critical loop) と呼ぶ。また臨界的ループを含まない権利分配を「整合的」(coherent) な権利分配と名付ける。

これだけの準備のもとに、次の定理を述べることができる。

定理 2

各プロファイル $a \in A$ に対して、そのもとでの権利分配 $D^a = (D_1^a, D_2^a, \dots, D_n^a)$ が

- (a) 全ての個人 $i \in N$ に対して $\#D(D_i^a) = 2$ が成立つ；
 (b) D^a は整合的である；
 (c) D^a はプロファイル $a \in A$ に関して衡平である

という3つの条件を満足するならば、各プロファイル $a \in A$ に対して全ての個人に個人的権利域 D^a を保障し、しかもパレート原理を尊重する社会的選択ルールが存在する。

[証明] 定理が成立しない状況では、あるプロファイル $a \in A$ とある集合 $S \in \mathcal{S}$ が存在して、 $C^a(S) = \emptyset$ となっていないなくてはならない。このことは S から S への一価関数 ϕ で

$$(6) \quad \exists i(x) \in N: (\phi(x), x) \in D_{i(x)}^a \cap P(R_{i(x)}^a)$$

あるいは

$$(7) \quad (\phi(x), x) \in \bigcap_{i \in N} P(R_i^a)$$

を満足するものが存在することを意味している。もし (6) が全ての $x \in S$ に対して成立てば D^a の整合性との矛盾が生じるし、また (7) が全ての $x \in S$

に対して成立てば R^a_i ($i \in N$) の推移性との矛盾が生じてしまう。従って、ある $x^* \in S$ で

$$(8) \quad (\phi(x^*), x^*) \in D^a_{i(x^*)} \cap P(R^a_{i(x^*)}), (\phi(\phi(x^*)), \phi(x^*)) \in \bigcap_{i \in N} P(R^a_i), \\ \phi(\phi(x^*)) \in \Delta(D^a_{i(\phi(\phi(x^*)))})$$

を成立させるものが存在しなくてはならない。一方、全ての $i \in N$ に対して $P(R^a_i)$ は非対称的なので $\phi(x^*) \neq x^*$, $\phi(\phi(x^*)) \neq \phi(x^*)$ および $\phi(\phi(\phi(x^*))) \neq \phi(\phi(x^*))$ が成立つ筈である。また仮定により $\#\Delta(D^a_{i(x^*)})=2$ なので $i(\phi(\phi(x^*))) \neq i(x^*)$ でもなくてはならない。このことは $R^a_{i(x^*)}$ の推移性から従う

$$(\phi(\phi(x^*)), x^*) \in P(R^a_{i(x^*)})$$

を $x^* \in \Delta(D^a_{i(x^*)})$, $\phi(\phi(x^*)) \in \Delta(D^a_{i(\phi(\phi(x^*)))})$ と結合することによって、権利分配 D^a の衡平性との矛盾が生じることを意味している。 ||

定理 2 との関連でいくつかの注釈を与えておきたい。第 1 に、定理 2 は権利分配の整合性の要求が追加されていることを除けば Austen-Smith [2, Proposition 1] と等しい。実のところ、定理の成立にとってこの追加的条件は不可欠なのである。この事実は次の例からわかる：

[例 2] 3 人の個人の権利域が $D_1 = \{(x, y), (y, x)\}$, $D_2 = \{(y, z), (z, y)\}$, $D_3 = \{(x, z), (z, x)\}$ で与えられ、彼等の選好順序が第 2 図のようなものとせ

第 2 図

<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>
x	y	z
y	z	x
z	x	y

よ。そのとき、この権利分配は定理 2 の仮定 (a), (b) を満足するが仮定 (c) は満たさない。容易に確認できるように、この場合には個人的権利の実現を保障するルールは存在しない。 ||

第 2 に、定理 2 は個人の権利集合が 3 つ以上の状態を含む場合には崩壊して

しまう。この意味で、定理2が示唆する可能性は著しく狭いものなのである。

[例3] 2人の個人の権利域が $D_1 = \{(v, x), (x, v), (x, y), (y, x)\}$, $D_2 = \{(w, y), (y, w), (y, z), (z, y)\}$ で与えられ、彼等の選好が第3図のものとせよ。この場合、権利分配は仮定(b), (c)を満たすものの $\#A(D_i) = 3$ ($i=1, 2$) である。そして個人的権利の実現を保障し、パレート原理に従うルールは存在しない。||

第3図

$\frac{1}{v}$	$\frac{2}{w}$
z	y
x	z
y	x
w	v

第3に、衡平な権利分配という概念の直観的な説得力も、詳しく検討するとかなり疑わしく思われてくる。この事実は以下の2つの例によって明らかにされる。

[例4] x_j と y_j は(他の事情は一定として)個人 j がよい職を得ている状態および個人 j が失業している状態とする。直観的にいって、個人 j が $D_j = \{(x_j, y_j), (y_j, x_j)\}$ という権利域に対して不可侵性を保障されることを要求することは、ごく自然なことに思われる。ところでいま、別の個人 i で $D_i = \{(x_i, y_i), (y_i, x_i)\}$ という権利域をもち、しかも $(y_j, x_i) \in P(R_i)$, $(y_j, y_i) \in P(R_i)$ という選好をもつものが存在したとしよう。(例えば x_i と y_i との差異は i の個室の壁の色がピンクか黄色かという点だけであり、 i は j に対する悪意から、彼の個室のインテリアよりも j が失業の悲嘆にあえぐことの方が「重要」だと考えるものとすればよい。) この場合には、権利分配 $D = (D_i, D_j)$ は i の j に対する「羨望」を含み、従って非衡平なものとされてしまう。しかし、明らかにこの状況において非難されるべきは i の悪意の選好であって、 j の権利域 D_j はこの悪意の存在によって放棄されるべきどころか、むしろ一層擁護されるべきだといわねばならない。||

[例 5] 個人 j は、生れながらのフットボールの天才だがそれ以外の取柄はないものとしよう。いま x_j と y_j は、彼の才能が特に活かされるチームと彼が恵まれた契約を結ぶ状態および彼が失業している状態であるものとしよう。一方、個人 i は貧弱な体格をもち、フットボールのプレイヤーとして成功する可能性は皆無ながら心底からこのゲームに惚込んでいて、このチームの熱狂的なファンであるものとしよう。2人の個人の権利域および個人 i の選好は、それぞれ $D_i = \{(x_i, y_i), (y_i, x_i)\}$, $D_j = \{(x_j, y_j), (y_j, x_j)\}$ および $(x_j, x_i) \in P(R_i)$, $(x_j, y_i) \in P(R_i)$ で与えられるものとしよう。この場合、 i の選好は j への悪意によって動機付けられているところか、彼は「自分の部屋の壁の色などは、あの偉大なプレイヤーが我がチームを優勝に導いてくれるバラ色の可能性と比較すればとるに足らない！」と考えている。この状況は [例 4] と（全く異なる意味をもつものの形式的には）類似した含意をもつ。すなわち、この場合にも j の権利は非衡平性を理由として否定されてしまう。しかし、自発的契約の自由および自分の可能性の自由な追及は自由主義者が極めて重視する価値であって、この考え方を否定する含意を生む権利分配の衡平性の考え方には、大きな疑問符を付けなくてはならない。||

以上の考察により、権利分配の衡平性を鍵概念としてリベラル・パラドックスを解消しようという試みは、失敗であると結論づけなくてはならない。なぜならば、

- (a) この試みに拠って確保されるパラドックスからの脱出路は、極めて限られた意味でしか成功を保障し得ない；
- (b) しかも権利分配の衡平性の概念は、ひとびとの悪意の選好が権利の社会的保障を妨げるとか個人の契約自由の原則を否定するといった非リベラルな含意を生むからである。

3 ミルの原理

自由に関する全ての考察に対して、ミルの『自由論』(Mill.[15])が及ぼした影響は計り知れない重要性をもっている。この著書において彼は、「法的制裁という形式の物理的強制によるにせよ、世論の道徳的強制によるにせよ、社会が個人に対して強制し統制することを正当化するひとつの単純な原理」を提唱している。この原理によれば、「人間が他の個人の行動の自由に、個人としてにせよ集団的にせよ干渉することが許容され得る唯一の目的は、自己防衛という目的である。文明社会の構成員に対して、彼の意思に反して強制力を合法的に行使できる唯一の目的は、他人に対する危害を妨げるためである」と述べた。この「非常に単純な原理」は、ラスキ [12] やバーリン [3] も言うように、実は単純どころではなく極めて多義的かつ論争的な主張である。ここではこの論争に立入る余裕はないが、本稿の問題にとってミルの原理がもつ含意を調べることには大いに興味があるように思われる。

ミルの原理を定式化するひとつの素直な方法は、次のようなものである。プロフィール $a \in A$ と集合 $S \in \mathcal{G}$ は、ある個人 $i \in N$ に対して

$$(9) \quad \{D_i \cap P(R_i^a)\} \cap \left[\bigcup_{j \in N} W_j(S|R_j^a) \right] \times S \neq \emptyset$$

を成立させるものであるとしよう。ただし (9) において集合 $W_j(S|R_j^a)$ は S 内で選好順序 R_j^a に関して最悪な状態の集合であるものとする。この場合、個人 $i \in N$ に権利域 D_i に対する不可侵性を保障すれば、ある個人 $j (\neq i)$ と $x, y \in S \cap A(D_i)$ が存在して、個人 i による権利 $(x, y) \in D_i$ の行使は、個人 j にとって最悪の社会状態 (x) に対して社会的優先権を保障することになる。この意味における他の個人に対する危害を避けるために、ミルの「非常に単純な原理」に従って、次のような制約を権利分配に対して課すことにしよう⁸⁾。

[ミルの原理 (I)]

任意のプロフィール $a \in A$ と任意の集合 $S \in \mathcal{G}$ に対して個人が不可侵の権利を保障され得る権利域は

$$(10) \quad \left[\bigcup_{i \in N} \{D^a_i \cap P(R^a_i)\} \right] \cap \left[\bigcup_{j \in N} \{W_j(S|R^a_j)\} \times S \right] = \emptyset$$

という制約に服さなければならない。

ミルの原理に対するこの最初の定式化は、実のところリベラル・パラドックスを解消させる能力をもたない。この事実は次の例によって示される。

[例 6] 2人の個人の権利域と選好がそれぞれ $D_1 = \{(x, y), (y, x)\}$, $D_2 = \{(x, z), (z, x)\}$ および第4図で示されるものとせよ。この権利域は条件(10)を満足

第4図

$\frac{1}{x}$	$\frac{2}{y}$
y	z
z	x
w	w

するが、パレート原理を満足しつつこの権利域の不可侵性を保障できるルールは存在しない。||

ミルの原理の最初の定式化の失敗の原因は、容易に見抜くことができる。この定式化においては、「他人に対する危害」は影響を受ける個人自体の主観的な個人的選好に即して定義されている。しかし、個人的権利域の正当性を社会的に判定する際に、個人の主観的選好のみを情動的基礎とすることには疑問の余地がある。「他人に対する危害」は、むしろ「非個人的」(impersonal)な「倫理的選好」(ethical preference)に照らして判定されることが適切だという有力な主張(Wollheim [29])があるからである。

この代替的な考え方を定式化するために、社会的決定の情動的基礎を拡大することにしよう。社会状態の集合 X 上の選好順序 R のかわりに、以下では直積集合 $X \times N$ 上の選好順序 \bar{R} を考えることにする。この拡大された選好順序の意味は、次のように理解される: $((x, i), (y, j)) \in \bar{R}$ が成立するのは、社会状態 x において個人 i の位置にいることが、社会状態 y において個人 j の位

置にいることに比較して少なくとも同程度に望ましいとき、そしてそのときのみである。このように拡大された選好順序は、厚生個人間比較の一方法として、社会的選好理論においてしばしば適用されている⁹⁾。

われわれは、任意のプロファイル $a \in A$ に対応する拡大された選好順序 \tilde{R} が

$$(11) \quad \forall i \in N, \forall x, y \in X: (x, y) \in R_i \Leftrightarrow ((x, i), (y, i)) \in \tilde{R}$$

を満足するという意味で「同感の公理」(axiom of sympathy) を満足することを要求しておきたい。(11)の意味は明らかだろう。われわれは、終始個人 i の立場から2つの社会状態 x, y を比較する限りにおいて、個人 i 自身 x, y に対してつ選好に同感し、それを受入れるものとするのである。

次に、「他人に対する危害」を倫理的に判定する論理的手続きとして、 \tilde{R} に基づいて形成される「公正順序」(justice ordering) を $J(\tilde{R})$ と書くことにする。 $(x, y) \in J(\tilde{R})$ は、 x が y と比較して少なくとも同程度に公正であるとき、そしてそのときのみ成立するものとするのである。なにが公正であるかに関しては、勿論異論の余地が大きい。しかしわれわれは、公正順序 $J(\tilde{R})$ に関して恐らく同意が成立し易いと思われるひとつの公理を課すだけでよい。すなわち、任意のプロファイル $a \in A$ と任意の社会状態 $x, y \in X$ に対して、

$$(12) \quad \bigcap_{i \in N} P(R_i^a) \subset P(J(\tilde{R}))$$

が成立するとき、われわれは公正順序 $J(\tilde{R})$ は「不偏性」(impartiality) の公理を満足するということにする。不偏性をもつ公正順序は、全員一致して x を y より選好している場合には x を y よりも公正であると見なすのである。

これでミルの「非常に単純な原理」に対して第2の定式化を与える準備ができた。

[ミルの原理 (II)]

任意のプロファイル $a \in A$ に対して、任意の個人 $i \in N$ が個人的権利域 D_i に属する (x, y) に対して不可侵性を保障されるのは、不偏性をもつ公正順序 $J(\tilde{R})$ に従って x が y よりも少なくとも同程度に公正であるとき、そしてその

ときのみである。

ミルの原理 (I) とは対照的に、ミルの原理 (II) はリベラル・パラドックスを解消する能力を一般的に備えている。すなわち次の定理が成立する。

定理 3

権利分配 $D=(D_1, D_2, \dots, D_n)$ が整合的ならば、パレート原理とミルの原理 (II) を満足する社会的決定ルールが存在する。

実のところ、定理 3 は筆者が既に論証した命題 (Suzumura [26, Theorem 7.7]) の系に他ならない。紙幅の制約もあり、ここで改めて詳しい証明を与えることは省略したい。

4 おわりに

本稿においてわれわれは、個人的権利域の分配に対して「適切」な制約を設けることによってリベラル・パラドックスを解消することができるかという問題を提起し、この趣旨の2つの提案を論理的に吟味した。権利分配の衡平性の概念に基づく第1の提案は、論理的に破綻するのみでなく、鍵概念としての権利分配の衡平性という考え方の説得力においても甚だ疑わしいという事実が明らかにされた。ミルの「非常に単純な原理」の定式化に立脚する第2の提案に関しては、2つの代替的定式化が検討され、われわれが「ミルの原理 (II)」と称する定式化はリベラル・パラドックスの一般的解消方法としての資格をもつことが述べられた。最後に2つの注意を与えて本稿を閉じることにしたい。

第1. 定理3において設けられた権利分配の整合性の前提は、議論の単純化のために要求されているものの必ずしも適切な前提ではない¹⁰⁾し、定理3をこの前提から解放する方法も既に見出だされている (Suzumura [26])。

第2. ミルの原理 (II) の直観的な意味は、不偏的な社会倫理の観点からみて他人への危害をもたらしなことを条件として、個人的権利の行使が許容さ

れるということである。恐らくこの解決に対して考えられる反論のひとつは、この原理が含むパターナリスティックな要素であろうと思われる。極論すれば、パターナリズムは最も強い意味で非自由主義的な原理である。この意味で、定理3はリベラル・パラドックスの非自由主義的な解決であるという批判の余地を残している。これに対して、「リベラルな個人」という鍵概念に基づく筆者のもうひとつの提案には、この批判の余地はない。興味をもたれる読者は Suzumura [22, 26] および Suzumura and Suga [27] を参照されたい。

*) 筆者は、1960年代の後半の大学院生時代に、日本経済研究センターを会場として開催された Far Eastern Meeting of the Econometric Society において Amartya K. Sen 教授のパレート原理に関する報告を聞く機会を得たことを最初のきっかけとして、厚生経済学と社会的選択の理論に深入りすることになった。その後、故時子山和彦教授および永島孝教授と一緒に Kenneth J. Arrow 教授の著書 (*Social Choice and Individual Values*) の研究会をもったことが、この分野への傾斜を決定的に強める機縁となった。Sen 教授のリベラル・パラドックスに関する本稿を、故時子山教授を追悼する機会に捧げる所以である。

本稿は、筆者が Visiting Fellow として All Souls College, Oxford University に滞在中に執筆されたため、邦語文献を一切参照することができなかった。優れた翻訳が存在するにも係らず敢えて私訳を試みた箇所があるのは、専らこの事情によることを書添えておきたい。

- 1) 個人の自由主義的権利の表現方法として、社会的選択ルールに対するこのような制約を課すことが適切であるか否かに関しては、かなり激しい論争がある。この論争の主要内容に関しては Gärdenfors [7], Gaertner, Pattanaik and Suzumura [9], Sen [18, 19], Sugden [20] を参照せよ。ここでは Sen [17, 18] による定式化を承認して議論を進めるが、ゲーム形式その他の代替的な表現形式に即しても、本稿で提起するものと基本的に同じ問題を表現することができる。紙幅の制約のため、ここでは立入らない。
- 2) この図——および以下に登場する類似の図——は、各列の上方に位置する社会状態が下方に位置する社会状態よりも選好されるように描かれている。
- 3) R_i は順序なので、「完備性」(completeness) [全ての $x, y \in X$ に対して $(x, y) \in R_i$ and/or $(y, x) \in R_i$] と「推移性」(transitivity) [全ての $x, y, z \in X$ に対して $(x, y) \in R_i$ & $(y, z) \in R_i \Rightarrow (x, z) \in R_i$] を満足する。
- 4) この形式的な定義の直観的な意味は、次の通りである。社会的選択ルール F は、

プロフィール $a \in A$ に集約された諸個人の選好判断を取纏めて、実際に選択可能な社会状態の集合が定まったときそこから社会的選択を行う方法を定めるルールである。従って、各 $a \in A$ に対して F は $C^a = F(a)$ という社会的選択関数を定め、資源・技術その他の環境的諸条件によって実現可能な社会状態の集合 $S \in \mathcal{G}$ が定まったとき、 C^a は（プロフィール a に集約された個人的選好に配慮しつつ） $C^a(S)$ に含まれる社会状態を選択するわけである。

- 5) このアプローチに追隨した文献として Gaertner [8] をも挙げておこう。
- 6) この仮定は表記と議論の単純化のためのものであり、必ずしも本質的ではない。また、われわれが通常「個人の権利」と考える状況が常に対称的な個人の権利域を生むわけでもない。
- 7) 例えば, Foley [6], Suzumura [24], Varian [28] などを参照せよ。
- 8) この定式化は Day が principle of negative individual political liberty と呼んだものに対応している。Day [5, p. 24] を参照せよ。
- 9) 例えば Arrow [1], Borglin [3], Sen [17], Suppes [21], Suzumura [22, 24, 25, 26] を参照せよ。
- 10) 例えば [例 1] の権利分配は整合性の条件を満足しない。

References

- [1] Arrow, K. J., "Extended Sympathy and the Possibility of Social Choice," *American Economic Review: Papers and Proceedings*, Vol. 67, 1977, pp. 219—224.
- [2] Austen-Smith, D., "Fair Rights," *Economics Letters*, Vol. 4, 1979, pp. 29—32.
- [3] Berlin, I., *Four Essays on Liberty*, Oxford: Oxford University Press, 1969.
- [4] Borglin, A., "States and Persons—On the Interpretation of Some Fundamental Concepts in the Theory of Justice as Fairness," *Journal of Public Economics*, Vol. 18, 1982, pp. 85—104.
- [5] Day, J. P., "Individual Liberty," in Griffiths [11, pp. 17—29].
- [6] Foley, D., "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays*, Vol. 7, 1967, pp. 45—98.
- [7] Gärdenfors, P., "Rights, Games and Social Choice." *Noûs*, Vol. 15, 1981, pp. 341—356.
- [8] Gaertner, W., "Envy-Free Rights Assignments and Self-Oriented Preferences," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 2, 1982, pp. 199—208. "Erra-

- tum," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 2, 1982, p. 311.
- [9] Gaertner, W., Pattanaik, P. K., and Suzumura, K., "Individual Rights Revisited," The University of Birmingham, January 1988.
- [10] Gibbard, A., "A Pareto-Consistent Libertarian Claim," *Journal of Economic Theory*, Vol. 7, 1974, pp. 388—410.
- [11] Griffiths, A. P., ed., *Of Liberty*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983.
- [12] Laski, H. J., *Liberty in the Modern State*, new ed., London: George Allen and Unwin, 1948.
- [13] Lively, J., "Paternalism," in Griffiths [11, pp. 147—165].
- [14] Lyons, D., "Liberty and Harm to Others," in Cooper, W. E., Nielsen, K., and Patten, S. C., eds., *New Essays on John Stuart Mill and Utilitarianism*, Guelph, Ontario: Canadian Association for Publishing in Philosophy, 1979. pp. 1—19.
- [15] Mill, J. S., *On Liberty, 1859: Essays on Politics and Society*: Robson, J. M., ed., *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XVIII, Toronto: University of Toronto Press, 1977, pp. 212—310.
- [16] Rawls, J., *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1971.
- [17] Sen, A. K., *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day, 1970.
- [18] Sen, A. K., "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol. 43, 1976, pp. 217—245.
- [19] Sen, A. K., "Liberty and Social Choice," *Journal of Philosophy*, Vol. 80, 1983, pp. 5—28.
- [20] Sugden, R., "Liberty, Preference, and Choice," *Economics and Philosophy*, Vol. 1, 1985, pp. 213—229.
- [21] Suppes, P., "Some Formal Models of Grading Principles," *Synthese*, Vol. 6, 1966, pp. 284—306.
- [22] Suzumura, K., "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol. 45, pp. 329—342. "A Correction," *Review of Economic Studies*, Vol. 46, 1979, p. 743.
- [23] Suzumura, K., "Liberal Paradox and the Voluntary Exchange of Rights-Exercising," *Journal of Economic Theory*, Vol. 22, 1980, pp. 407—422.

- [24] Suzumura, K., "On Pareto-Efficiency and the No-Envy Concept of Equity," *Journal of Economic Theory*, Vol. 25, 1981, pp. 367—379.
- [25] Suzumura, K., "Equity, Efficiency and Rights in Social Choice," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 2, 1982, pp. 131—155.
- [26] Suzumura, K., *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press, 1983.
- [27] Suzumura, K., and Suga, K., "Gibbardian Libertarian Claims Revisited," *Social Choice and Welfare*, Vol. 3, 1986, pp. 61—74.
- [28] Varian, H. R., "Equity, Envy and Efficiency," *Journal of Economic Theory*, Vol. 9, 1974, pp. 63—91.
- [29] Wollheim, R., "John Stuart Mill and the Limit of State Action," *Social Research*, Vol. 40, 1973, pp. 1—30.

(一橋大学教授)